

若者向け建設産業PR動画制作業務仕様書

1 業務の名称

若者向け建設産業PR動画制作業務

2 委託業務の目的

県内高校生の建設産業への入職意欲を高め、群馬県における建設産業の扱い手確保を図ることを目的として、芸能人を起用した群馬県の建設産業の魅力を発信するPR動画（以下、「PR動画」という。）を制作発信する。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和8年5月29日（金）まで

4 委託業務内容

○ PR動画の制作・発信業務

①若者向け建設産業の魅力を発信するPR動画

- ・ 若手芸能人（芸能事務所に所属し事務所とマネジメント契約又はエージェント契約を締結している方）を活用して、普通科高校向け横型（16：9）の中尺動画（5分程度）1本と中尺動画から切り抜いた縦型（9：16）の動画（YouTubeショートに対応）2本を制作すること。また、建設系高校向け横型（16：9）の中尺動画（5分程度）1本と中尺動画から切り抜いた縦型（9：16）の動画（YouTubeショートに対応）2本を制作すること。なお、公開期間の制限は設けない。
- ・ 芸能人はテレビ・Webメディア・SNS等での露出が一定以上あり、高校生に対する訴求力が高く、若年層ならではのフレッシュさと等身大の魅力を持ち、親しみやすさ・話題性・将来性が期待できる者であること。
- ・ 普通科高校向けの中尺動画については、建設産業の仕事を分かりやすく紹介し、建設産業への理解を深めることで入職を考えるきっかけをつくるとともに、仕事のやりがいや地域貢献の魅力を伝え、建設産業への興味喚起につなげる構成とすること。
- ・ 建設系高校向けの中尺動画については、建設産業における多様な職種を紹介し、他の業界を希望する生徒の新たな気づきにつなげる内容とすること。また、働き方改革の取組を示すことで安心感を高めるとともに、仕事のやりがいや地域貢献の魅力を伝え、建設産業への興味喚起につなげる構成とすること。
- ・ 制作するPR動画は、群馬県のYouTubeチャンネル「tsulunos～群馬県公式～」及び群馬県のTikTokアカウント「tsulunos【群馬県公式】」で公開する。
- ・ 制作する動画の詳細については、群馬県と協議の上、決定すること。

②制作・運用に関する共通要件

- ・ PR動画の制作に伴う「出演者及び所属事務所との調整」や「撮影許可取得等の連絡調整、費用の支払い」等、一切の業務を実施すること。
- ・ 撮影にあたり、環境音やノイズが入らないよう十分な音響機材を使用するとともに、カメラについても十分な機材を用意すること。

- ・撮影には可能な限り群馬県が同行して制作の様子を撮影できるよう調整を行うこと。なお、群馬県が同行して撮影した動画を編集してYoutuibe等で公開することがある。
- ・PR動画は各動画の公開日の3日前までに納品すること。
- ・動画の認知度を高めるため、パブリシティを意識した広報企画を提案すること。
例えば、
 - 群馬県がPR動画を投稿した際には、出演した芸能人がSNSで周知するなどの情報発信を行う。
 - 撮影時や成果品の納品にあわせて、出演した芸能人が知事又は県土整備部長を表敬訪問する。
- ・独創性・訴求効果の高い動画フォーマットや企画内容を検討・提案すること。
- ・業務実施体制表には、企画提案及び制作動画に対し公序良俗に反する内容にならないか、コンプライアンスが遵守されているか確認する組織又は担当者を記載すること。

○月次報告

- ・各動画のアナリティクス分析結果、動画制作企画、今後の計画などを報告すること。

5 事業スケジュール（予定）

- ① 撮影にあたって必要な事項の調整：令和8年2月以降隨時
- ② 撮影・編集：令和8年3月以降隨時
- ③ PR動画の公開及び群馬県への納品：令和8年4月末まで隨時
- ④ 業務完了報告書：令和8年5月末

6 成果物一覧

成果物	納品方法
PR動画データ	電子データ
月次報告書	電子データ
業務完了報告書	電子データ

7 留意事項

- (1) 発信にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 契約期間終了後も当該PR動画を公開できるよう必要な措置を行うこと。
- (4) PR動画の制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・ 業務を効果的に推進するため、業務を第三者の事業者に再委託することができる。その場合は、群馬県にあらかじめ協議の上、書面で報告するものとする。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。
- ・ 本仕様書に定めの無い事項については、都度協議により決定する。
- ・ 本事業を進める際は、群馬県と十分な協議を行うものとする。
- ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報は、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・ 本業務により受託者が創作した著作物に関する著作権（著作財産権）は、原則納品時に群馬に譲渡されるものとする。

➤ 詳細は、優先交渉者決定後、別途調整する。